

石川県公報

平成 28 年 3 月 25 日 (金曜日)

号 外

(第 27 号)

目 次

公安委員会	
○石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	1
○石川県公安委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則	1
○石川県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則	2
○石川県放置違反金に係る納付、督促、滞納処分及び延滞金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則	2
○特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則	3
○石川県迷惑行為等防止条例施行規則の一部を改正する規則	3
○石川県警察審査請求手続規則	4

公 安 委 員 会

石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石 川 県 公 安 委 員 会

石川県公安委員会規則第二号

石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

石川県道路交通法施行細則（昭和二十五年石川県公安委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第十条の表原道鶴来美川インター線の項区間の欄を次のように改める。

白山市福留町百七十二番一から白山市水澄町百番一まで
白山市水澄町九十七番一から白山市鹿島町五十六番一まで

第十条の表原道額谷三浦線の項の次に次のように加える。

県道松任寺井線	白山市福留町百七十二番一から白山市水島町千四百七十九番まで
県道鶴来水島美川線	白山市水島町千四百七十九番から白山市末正町七十番まで

別記様式第八備考1中「60日」を「3か月」に改める。

別記様式第十二備考1中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同様式備考2中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第十六の二備考1中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同様式備考2中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第十六の二備考2中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同様式備考3中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

石川県公安委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石 川 県 公 安 委 員 会

石川県公安委員会規則第三号

石川県公安委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則

石川県公安委員会が管理する公文書の公開等に関する規則(平成十四年石川県公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三号から別記様式第六号までの規定中「、行政不服審査法第6条の規定により」を削り、「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

別記様式第十二号注意1中「、行政不服審査法第6条の規定により」を削り、「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同様式注意2中「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改め、同様式備考中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第十三号中「公開決定等」を「

公開決定等
公開請求に係る不作為

」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

石川県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石 川 県 公 安 委 員 会

石川県公安委員会規則第四号

石川県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

石川県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十八年石川県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第四号から別記様式第七号までの規定中「、行政不服審査法第6条の規定により」を削り、「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

別記様式第十二号注意1中「、行政不服審査法第6条の規定により」を削り、「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同様式注意2中「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改め、同様式備考中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第十六号及び別記様式第二十一号中「、行政不服審査法第6条の規定により」を削り、「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

別記様式第二十五号中「開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等に」を「

開示決定等
訂正決定等
利用停止決定等
開示請求に係る不作為
訂正請求に係る不作為
利用停止請求に係る不作為

」に、「

不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

石川県放置違反金に係る納付、督促、滞納処分及び延滞金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石 川 県 公 安 委 員 会

石川県公安委員会規則第五号

石川県放置違反金に係る納付、督促、滞納処分及び延滞金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

石川県放置違反金に係る納付、督促、滞納処分及び延滞金の徴収等に関する規則(平成十八年石川県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第五号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川 県 公 安 委 員 会

石川 県 公 安 委 員 会 規 則 第 六 号

特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

特例施設占有者の指定等に関する規則(平成十九年石川県公安委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号教示1中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同様式教示2中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第五号中

教 示

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は石川県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

を

教 示

1 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石川県公安委員会(石川県警察本部会計課経由)に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は石川県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

を

改め、同様式備考1を削り、備考2を備考とする。

別記様式第七号教示1中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同様式教示2中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第八号教示1中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同様式教示2中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

石川県迷惑行為等防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川 県 公 安 委 員 会

石川 県 公 安 委 員 会 規 則 第 七 号

石川県迷惑行為等防止条例施行規則の一部を改正する規則

石川県迷惑行為等防止条例施行規則(平成二十六年石川県公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「60日」を「3か月」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

石川県警察審査請求手続規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石 川 県 公 安 委 員 会

石川県公安委員会規則第八号

石川県警察審査請求手続規則

石川県警察行政不服審査手続規則(平成十七年石川県公安委員会規則第九号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、石川県公安委員会に対する審査請求に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。)で使用
する用語の例による。

(審査請求への対応)

第三条 石川県警察本部長(以下「本部長」という。)は、石川県公安委員会に対して審査請求がされたときは、審
査庁(法に規定する審査庁としての石川県公安委員会をいう。以下同じ。)が行う審理に関する事務を、石川県警
察本部警務部監察課長及び当該審査請求事案に係る事務を所掌する警察本部の課(室、所及び隊を含む。)の長又
は警察学校長に補佐させることとする。

(物件の提出の方法)

第四条 法、行政不服審査法施行令(平成二十七年政令第三百九十一号。第二十三条第三項において「令」という。)
及びこの規則の規定による審査庁への書類その他の物件の提出は、石川県警察本部を経由して行いものとする。

(総代の互選の命令の方式等)

第五条 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第十一条第二項の規定による総代の互選の命令は、書面
により行うものとする。

2 審査庁は、総代が選任され、又は解任されたときは、他の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するもの
とする。

(参加の許可の通知等)

第六条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第十三条第一項の許可をし、又はしないこと
としたときは、当該許可の申請をした利害関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第十三条第二項の規定による参加の要求は、書面により行う
ものとする。

3 審査庁は、利害関係人が新たに参加人となったとき又は参加人が審査請求への参加を取り下げたときは、他の審
理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(補正の命令の方式)

第七条 法第二十三条の規定による補正の命令は、書面により行うものとする。

(執行停止についての処分庁の意見の聴取の方式等)

第八条 法第二十五条第三項の規定による処分庁の意見の聴取は、書面により行うものとする。

2 審査庁は、法第二十五条第二項又は第三項の規定による執行停止をしたときは、審査請求人、参加人及び処分庁
(処分庁が審査庁である場合にあつては、審査請求人及び参加人。次条において同じ。)に対し、書面によりその旨
を通知するものとする。法第二十五条第二項の申立てが行われた場合において、同項の規定による執行停止をし
ないこととしたときも、同様とする。

(執行停止の取消しの通知)

第九条 審査庁は、法第二十六条の規定により執行停止を取り消したときは、審査請求人、参加人及び処分庁に対し、
書面によりその旨を通知するものとする。

(審査請求の取下げの通知等)

第十条 審査庁は、法第二十七条の規定による審査請求の取下げがあつたときは、参加人及び処分庁等(処分庁等が
審査庁である場合は、参加人。第二十六条第二項において同じ。)に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 審査庁は、前項に規定する審査請求の取下げがあつたときは、法第三十二条第一項若しくは第二項又は法第九条
第三項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の規定により提出された書類その他の物件をその提出人に返

還しなければならない。この場合において、当該書類その他の物件の返還は、別記様式第一号の還付請書と引換えに行わなければならない。

(処分庁等に対する弁明書の提出の要求の方式)

第十一条 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第二項の規定による弁明書の提出の要求は、書面により行うものとする。

(反論書等を提出すべき期間の通知)

第十二条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十条第一項又は第二項に規定する相当の期間を定めるときは、審査請求人又は参加人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(意見の陳述の機会併与の通知の方式等)

第十三条 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十一条第二項の規定による口頭意見陳述の期日及び場所の指定並びに審理関係人の招集は、書面により行うものとする。

2 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十一条第一項の規定による意見の陳述を聴取したときは、次に掲げる事項を記載した口頭意見陳述録取書を作成するものとする。

- 一 事案の件名
- 二 意見の陳述の日時及び場所
- 三 意見の陳述をした者の氏名及び住所
- 四 意見の陳述の要旨

(補佐人同伴の許可の通知)

第十四条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十一条第三項の許可をし、又はしないこととしたときは、申立人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(証拠書類等を提出すべき期間の通知)

第十五条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十二条第三項に規定する相当の期間を定めるときは、審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(物件の提出の通知等)

第十六条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の申立てが行われた場合において、同条の規定による物件の提出の要求をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。ただし、当該申立てが法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十一条第一項の規定による意見の聴取又は法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十七条第一項の規定による意見の聴取の場において行われる場合であつて、その場において当該要求をし、又はしないこととしたときは、この限りでない。

2 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の規定による物件の提出の要求は、書面により行うものとする。

(証拠書類等の管理)

第十七条 審査庁は、法第三十二条第一項若しくは第二項又は法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の規定による書類その他の物件の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した別記様式第一号の提出物目録を作成しなければならない。

- 一 事案の件名
- 二 提出を受けた年月日
- 三 提出人の氏名及び住所
- 四 提出を受けた書類その他の物件の種目

2 審査庁は、前項の提出物目録を作成したときは、その写しを当該提出物目録に係る書類その他の物件の提出人に交付しなければならない。

3 審査庁は、必要がなくなつたときは、速やかに、提出を受けた書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

4 第十条第二項後段の規定は、前項の規定による返還について準用する。

(証拠書類等の提出に係る審理関係人に対する通知)

第十八条 審査庁は、法第三十二条第一項若しくは第二項又は法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の規定による書類その他の物件の提出を受けたときは、その提出人以外の審理関係人に対し、書面により

その旨を通知するものとする。

(参考人の陳述の通知等)

第十九条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十四条の申立てが行われた場合において、同条の規定による参考人の陳述又は鑑定を要求し、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十四条の規定による参考人の陳述又は鑑定を要求は、書面により行うものとする。

3 第十六条第一項ただし書の規定は第一項の規定による通知について、第十三条第二項の規定は口頭による法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十四条の規定による参考人の陳述について、それぞれ準用する。

(検証の通知等)

第二十条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十五条第一項の申立てが行われた場合において、同項の規定による検証をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十五条第二項の規定による通知は、書面により行うものとする。

3 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十五条第一項の規定による検証をしたときは、次に掲げる事項を記載した検証調書を作成するものとする。

- 一 事案の件名
- 二 検証の日時及び場所
- 三 立会人の氏名及び住所
- 四 検証の結果

4 第十六条第一項ただし書の規定は、第一項の規定による通知について準用する。

(質問の通知等)

第二十一条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十六条の申立てが行われた場合において、同条の規定による質問をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十六条の規定による質問をしようとする場合において、必要があると認めるときは、質問を受けるべき者に対し、書面によりその期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。

3 第十六条第一項ただし書の規定は第一項の規定による通知について、第十三条第二項の規定は口頭による法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十六条の規定による質問について、それぞれ準用する。

(意見の聴取の通知等)

第二十二条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十七条第一項の規定により審理関係人を招集しようとするときは、審理関係人に対し、書面によりその期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。

2 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十七条第三項の規定による通知は、書面により行うものとする。

3 第十三条第二項の規定は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十七条第一項又は第二項の規定による意見の聴取について準用する。

(提出書類等の閲覧等についての提出人の意見の聴取の方式等)

第二十三条 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十八条第二項の規定による提出人の意見の聴取は、書面により行うものとする。

2 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十八条第三項の規定による指定は、別記様式第三号の提出書類閲覧日時等指定書を送付して行うものとする。

(手続の併合又は分離の通知)

第二十四条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十九条の規定により数個の審査請求に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離したときは、審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(審理手続の終結の通知の方式)

第二十五条 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第四十一条第三項の規定による審理手続を終結した旨の通知は、書面により行うものとする。

(裁決書の謄本の送達的方式等)

第二十六条 法第五十一条第二項又は第四項の規定による裁決書の謄本の送付は、当該謄本に裁決書謄本送付書をつけて行うものとする。

2 審査庁は、法第五十一条第二項ただし書の規定による公示の方法による送達をしたときは、参加人及び処分庁等に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(証拠書類等の返還に関する規定の準用)

第二十七条 第十条第二項後段の規定は、法第五十三条の規定による返還について準用する。

附 則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行前にされた処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

別記様式第 1 号 (第10条、第17条、第27条関係)

年 月 日

還 付 請 書

石川県公安委員会 殿

住 所

氏 名



下記の目録の物件の還付を受け、領収しました。

記

目 録			
番 号	標 目	数 量	備 考

取扱者 官職

氏 名



備考 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とする。

別記様式第 2 号 (第17条関係)

年 月 日

提 出 物 目 録

石川県公安委員会 印

行政不服審査法 の規定により、下記のとおり を受領した。

記

事 案 の 件 名			
提出人	氏 名		
	住 所		
提出年	提出を受けた月	提出を受けた日	年 月 日
目 録			
番 号	標 目	数 量	備 考

取扱者 官職 氏 名 印

(提出人への注意事項) 提出した物件の返還を受けようとするときは、この書類を持参すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第 3 号 (第 23 条関係)

第 号

年 月 日

提出書類閲覧日時等指定書

殿

石川県公安委員会 印

につき 年 月 日に請求のあった提出書類等の閲覧については、行政不服審査法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する同法第 38 条第 3 項の規定により下記のとおりその日時及び場所を指定したので通知する。

記

1 閲覧の日時

年 月 日 時から 時まで

2 閲覧の場所

(注意事項) 閲覧の際は、この指定書を持参すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。